

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会計課長 内田 雅章

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
4PTD1BS01870		4L201AG4233 0001				6-116				
品 名 または 件 名										
駐屯地警備システム（松戸）の修理役務										
部 品 番 号 または 規 格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単 位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指 定	検 査	包 装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
需 校				需 校 補 給 班 内 2 4 6 （室 井）						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
需 校				令和7年3月31日（月）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札及び契約心得等については、関東補給処松戸支処会計課契約班及び松戸支処会計課ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年2月17日（月）13時30分 松戸支処 会計課入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（競争に参加する者に必要な資格等）

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- （4）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省の指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- （6）第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

1 資本関係がある場合

次の（1）又は（2）に該当する二者の場合。ただし、（1）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）

又は、（2）について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

（1）親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係がある場合

次の(1)又は(2)に該当する二者の場合。ただし、(1)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(1) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任、された管財人を現に兼ねている場合

3 1及び2に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減減するなど1又は2に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は除く。)

(8) 第2項の競争参加資格に該当し、関東・甲信越地域の資格を有する者。

8 入札の方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵便による入札は、作成した入札書を封筒に入れ、封筒表に入札日、要求番号を朱書きして、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)15時00分までに契約班に必着とする。なお、事前に郵便により入札する旨を連絡し、発送者の責により到着の確認をすること。

(3) 郵便入札があった場合の再度入札日時:令和7年2月20日(木)16時30分

9 落札決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 有償の履行延期

契約相手方の責に帰すべき理由によって履行延期となった場合は、納期の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じて延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として徴収する。

12 入札の無効

(1) 第2項及び第7項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札

(2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

13 契約書の作成

(1) 落札業者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により、契約書を作成し提出するものとする。ただし、契約担当官が認める場合において、契約金額が150万円以下の場合は契約書に換え請書を提出することができる。また、契約金額が50万円未満の場合は請書の提出を省略することができる。

(2) 適用する契約条項等

ア 役務請負契約条項

イ 談合等の不正行為に関する特約条項

ウ 暴力団排除に関する特約条項

14 その他

(1) 事前に全省庁統一資格の写しを提出するものとする。(FAX可)

(2) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。

(3) 現場確認が必要な場合は、事前に連絡するものとする。

14. 問い合わせ先

関東補給処松戸支処契約班 担当 下楠 茜

電話: 047-387-2171(内線332) FAX: 047-384-2844

メール: fin-matsudo-eade@inet.gsdf.mod.go.jp

入 札 書
見 積 書

金額 ¥

(消費税及び地方税額を含まない)

品 名(件名)	規 格	単位	数量	単価	金額
駐屯地警備システム(松戸)の修理役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納入場所	柏高射教育訓練場	納 期	7.3.31		
契約保証金	免 除	見積書有効期限			

上記の公告又は通知に対して[入札及び契約心得]及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会計課長 内田 雅章 殿

住 所
名 称
代表者名

担当者名
連絡先

(注)押印を省略する場合は担当者名及び連絡先を記載してください。

仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
駐屯地警備システム（松戸）の修理役務	6-116	
	作 成	令和7年 1月29日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	需 品 学 校

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、松戸駐屯地において使用している、駐屯地警備システム（松戸）の修理役務（以下、“役務”という）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

a) 契約担当官等

役務に係わる契約を締結する者をいう。

b) 官側

契約担当官、監督官及び検査官をいう。

c) 契約の相手方

役務を請け負う者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（寄託品を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつそのために必要な相応の管理を行う。

役務に関する要求は、調達要領指定書に示す場合を除き、次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、松戸駐屯地内（千葉県松戸市五香六実17）とし、細部は官側の指示による。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務機器等

2.3.1 役務機器

役務機器は、表1による。

表1－役務機器

品名	単位	数量
駐屯地警備システム	セット	1

2.4 役務の内容

a) 赤外線センサー及び中継制御装置の役務

赤外線センサー（４か所）及び中継制御装置の警備情報集約装置ユニット交換修理を行う。

b) ワナ線の役務

ワナ線の交換修理を行う。

d) 中央監視システムの設定、調整及び動作確認

中央監視システムの設定、調整及び動作確認（監視カメラ及び赤外線センサーの中央監視システムとの連動含む。）作業を行う。

e) 駐屯地警備システム全体の総合調整

契約の相手方は、駐屯地警備システム全体の設定、調整及び動作確認（センサーの光軸調整、センサーとカメラとの連動、セットアップ、システムとネットワークの接続など含む。）作業を行う。

2.5 交換部品

交換部品は、調達要領指定書による。

2.6 部品・副資材・使用材料等

役務に必要な部品・副資材・使用材料等は、契約の相手方の負担とする。

2.7 外観

役務完了後の外観は、使用上有害なきず、破損などの欠陥がなく仕上がりが良好でなければならない。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、官側立会において機能・性能試験を実施し、その確認をもって合否の判定を行う。
また、修理品などの構造及び形状については事前に検査官等の確認を得る。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、表 2 に示す書類を提出する。

なお、細部は、官側との調整による。

表 2－提出書類

番号	提出書類	数量	提出時期	様式	提出先
1	施工予定表	1 部	作業実施前 まで	随意	陸上自衛隊 松戸駐屯地 需品学校 総務部 警備課
2	作業日報	1 部	作業実施後 速やかに		
3	機能・性能試験確認表	1 部	作業完了後 速やかに		
4	赤外線センサー調整結果表	1 部			
5	その他指示した書類	1 部	随時		

4.2 保全

保全は次による。

- a) 松戸駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続を行う。
- b) 松戸駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当り、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。
- d) 警備システム構成図等の警備情報は非公開とし、センサー等の交換に関しては官側の指示による。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

4.4 保証期間

役務完了後の保証期間は、検査完了後、通常の使用状態において「1年」とする。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって、次の事項について契約担当官等を経由し、官側の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 契約履行に必要な官側の電気及び水などについては官側の負担とする。
- c) その他、契約履行に必要な事項

4.6 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した発生材は、官側が処分する。ただし、こん包材などは、契約の相手方が処分する。
- b) 発生材は、松戸駐屯地鉄屑置場の官側が指示する場所に搬入する。
- c) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- d) 作業の実施に当っては、午前8時30分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、契約担当官等との調整によって所要の手続きをとる。
- e) システムが継続して使用できるよう、全体の運用を考慮しながらの施工を実施する。
- f) 作業中の工事写真を、工程ごとに適宜撮影し提出する。
- g) 作業日終了時には、整理・清掃を確実に行わなければならない。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

調達要領指定書	調達要求番号	4L201AG4233
	調達要求年月日	令和7年1月30日
	作成部課	需品学校総務部管理課
	作成年月日	令和7年1月29日
品名	駐屯地警備システム（松戸）の修理役務	
仕様書番号	6－116	

指定事項

以下のとおり指定する。

2.5 交換部品

交換部品は、次による。

品名	規格	単位	数量
赤外線センサー※取付部品を含む	AX-100DH	ST	4
警備情報集約装置ユニット	AS-73429A	ST	1
注記 同等品による交換の場合は、事前に官側の承認を受ける。			